

大川市子どもの読書活動推進計画（第四次）

— 読書が育む子どもの未来、元気な大川 —

令和6年3月

大川市教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが言葉を学び、幅広い知識や表現力を高め、感性や創造力を豊かにしてくれるなど、子どもの成長にとって欠くことのできないものです。

しかし、現状は、携帯端末、インターネット等の様々な情報メディアが発達・普及し、SNS等で個々が情報発信をするなど、私たちを取り巻く生活環境は、目まぐるしく変化しており、子どもの読書離れや活字離れが指摘されています。

このような状況の中、本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成21年に「大川市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成25年、令和元年と改訂版を策定し、子どもの読書活動の推進を図ってきました。

このたび、「子どもの読書活動にかかる家庭、地域、学校、行政が、それぞれの役割と機能を発揮、かつ相互に連携する」「子どもたちの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を促すとともに、読書活動を通じて心豊かな生活を送ることができる読書環境を整備する」という計画の目的を継承し、これまでの5年間の成果と課題を踏まえ、第四次計画を策定しました。

今後は、この計画に基づきながら、子どもの読書環境をさらに整え、子どもがいつも本を身近に感じ、豊かな読書活動を続けていくことができるよう、取り組みを進めていきたいと思っておりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりましたが、この改訂版の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、多大なご協力、ご意見をいただきました関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

大川市教育長 内藤 妙子

目 次

第1章 子どもの読書活動推進計画の総括と課題	1
1 子どもの読書活動推進の意義	
2 子どもの読書活動の現状	
3 子どもの読書活動推進計画（第3次）の実施状況	
4 子どもの読書活動推進の課題	
第2章 計画策定の基本的な考え方	15
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の方向性及び目標	
4 計画の対象	
5 計画の期間	
第3章 計画推進のための方策	17
1 家庭・地域	
2 保育園・認定こども園	
3 学校	
4 市立図書館	
5 よりよい計画推進のために	
第4章 施策表	27
(本文用語注記)	31
資料編	32

第1章 子どもの読書活動推進計画の総括と課題

1 子どもの読書活動推進の意義

読書活動は、子どもの発達・成長にとって欠くことができないものです。

本とふれあうことによって、子どもは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。

また、読書活動を通して子どもたちは、抽象的にもものを考える力や感動する力、自ら課題を見つけ解決する力など、人としてより良く、たくましく生きていくための様々な力を身につけます。

大川市ではこれまで、子どもの読書活動推進のための計画を平成21年度から概ね5年ごとに3回策定（改訂）しながら、計画的な子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

この間、国では令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が改訂され、また、福岡県でも令和5年12月に「福岡県子ども読書推進計画」の改訂が行われているところです。

大川市の計画においては、読書活動を、読書という本を読む行為と読書の内容を豊かにするための様々な活動の両面をあわせ持つ概念として定義し、家庭、地域、保育園・認定こども園、学校、市立図書館がそれぞれに方策を策定し、読書活動推進のための様々な取り組みが実施されてきました。

平成30年度と令和5年度に実施した市内の小・中・高校生へのアンケート結果を比較すると、1か月に1冊も本を読まなかった割合（不読率）が小学生と高校生で増加、特に高校生で大幅に増加する一方で、中学生では減少するという変化が見られました。

これらの変化は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、各学校の臨時休業や図書館の臨時休館等により図書へのアクセスがしにくかった状況が子どもたちに影響を与えた可能性や、コロナ禍でより一層進展した社会のデジタル化やGIGAスクール構想の進展などによる紙の本に触れる機会が減少した影響の可能性も推測され、読書離れが懸念されます。

しかしながら小中学生では、1か月に10冊以上本を読む子どもの割合も増えており、計画に掲げた学校での読書活動推進などはたらきかけの成果があがっていると推測される一方で、高校生になると読書をしなくなるという傾向は5年前と同様であり、今後の取り組むべき課題等も明らかになりました。

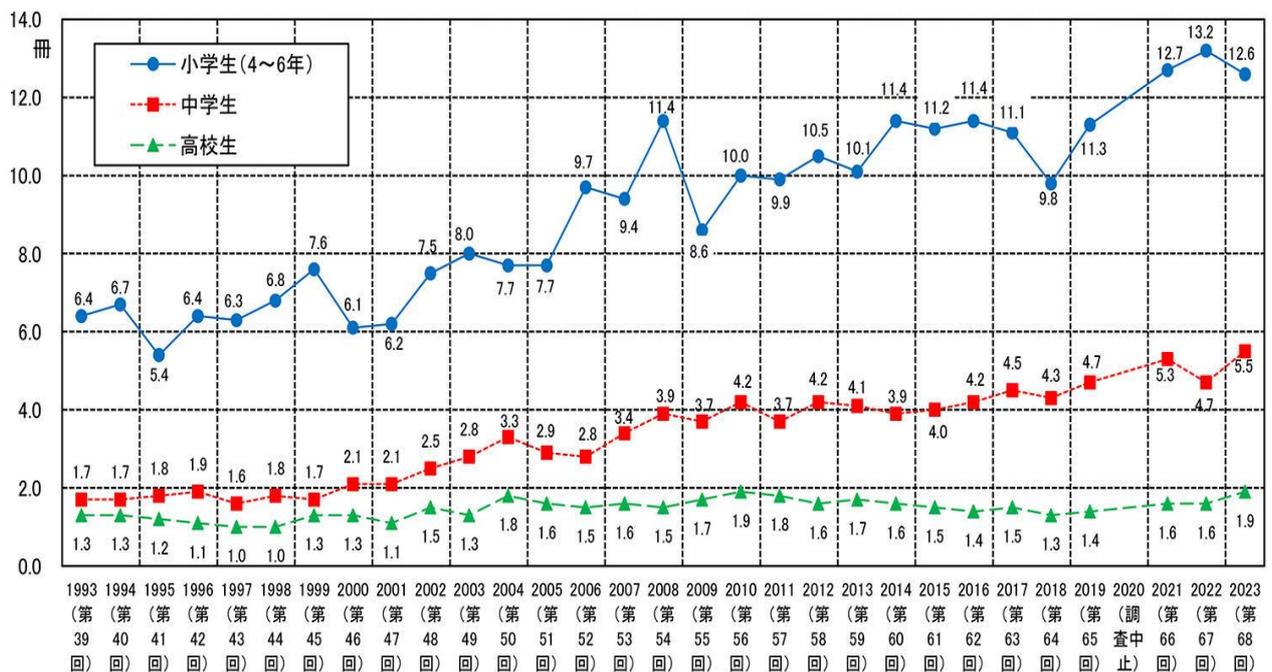
2 子どもの読書活動の現状

子どもを取り巻く環境は、インターネット、スマートフォンなど情報メディアの更なる普及と使用者の低年齢化により、多様かつ刺激的な情報が、子どもにも簡単・瞬時に入手できるようになり、利便性の向上というメリットの反面、これらの情報メディアやコンピューターゲーム、SNSを過度に利用することにより、生活習慣などの乱れ、文字・活字離れが止まらない状況です。

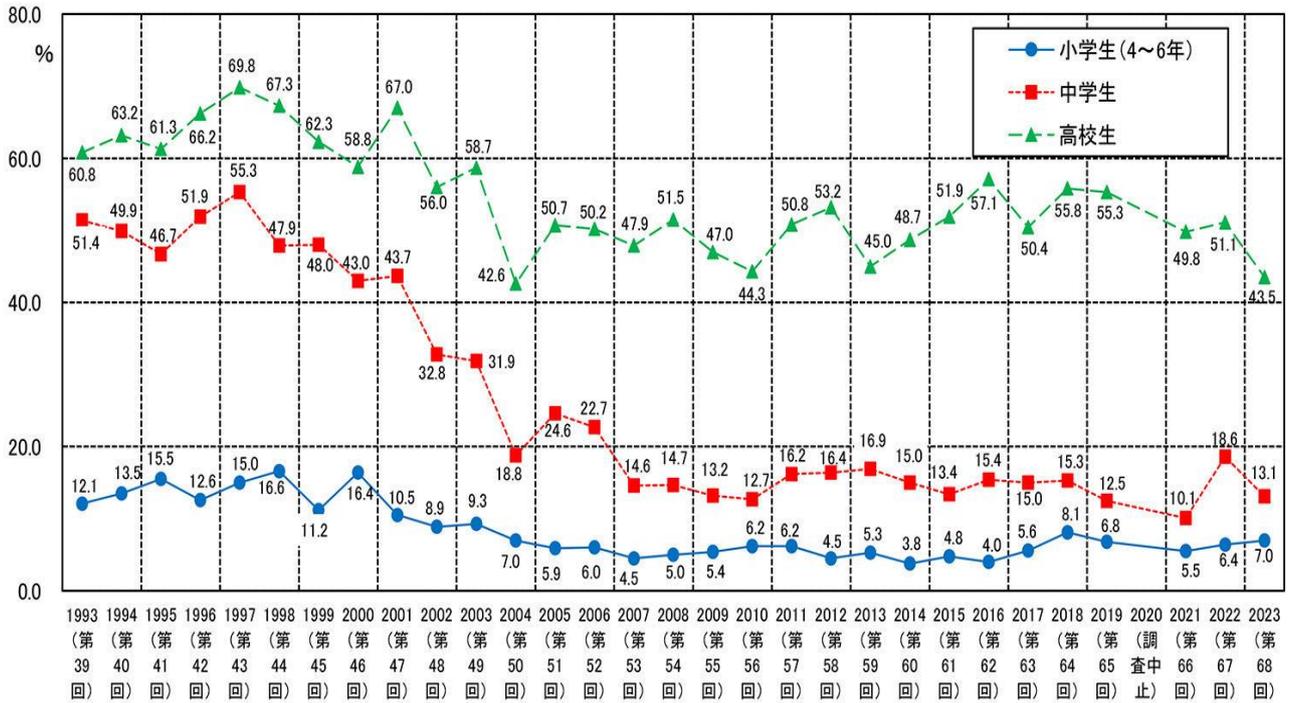
このような状況の中、令和5年度に実施された、第68回学校読書調査（全国学校図書館協議会）によれば、子どもの5月の1か月間の平均読書量は、小学生が12.6冊、中学生が5.5冊、高校生が1.9冊となり、5年前の同調査と比べるとそれぞれ増加しています。

また、同じく1か月間に1冊も本を読まなかった割合（不読率）は、小学生が7.0%、中学生が13.1%、高校生が43.5%となっており、5年前の同調査と比べるとそれぞれ減少しています。

過去31年分の5月1か月間の平均読書冊数の推移



過去31年分の不読者(0冊回答者)の推移



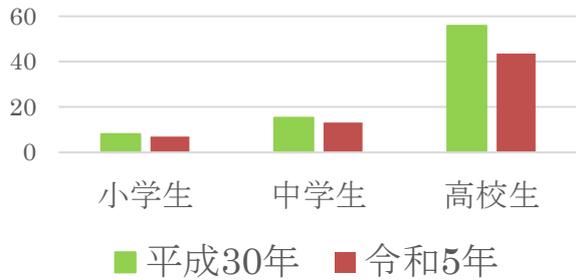
(全国調査)

1カ月に1冊も本を読まなかった割合

(不読率)%

	平成30年	令和5年
小学生	8.1	7.0
中学生	15.3	13.1
高校生	55.8	43.5

不読率(全国) %



(大川市調査)

1カ月に1冊も本を読まなかった割合

(不読率)%

	平成30年	令和5年
小学生	0.9	4.7
中学生	30.1	20.3
高校生	23.6	43.5

不読率(大川市) %



次に、大川市において平成30年度と令和5年度に実施した市内の小・中・高校生へのアンケート結果を比較してみると、不読率は小学生と高校生で、それぞれ3.8%増、19.9%増と悪化し、中学生では9.8%減と改善しており、全国調査の結果とは違う結果となっています。

他方、「一冊も本を読まなかった」と回答した生徒のうちに「数冊を手にとっていたが最後まで読みきっていない」という学生の正直な回答なども含まれており、不読率の数値を下げるためだけの策であれば、「読みやすさを優先した本を奨め、最後まで読ませればよい」ということにつながってしまいますし、数か月かけて難解な本を読み切った生徒は評価されないのかといった疑問が残ります。

この問題は「不読率を下げる」という目標を掲げるより、「不読率について考える」と位置付けし、時には、「とにかく一冊読み切ろう!」といった呼びかけが大切であり、また時には、「時間をかけて、難解な本にも挑んでみよう!」といった読書の質を上げる呼びかけや、呼びかけるための活動を牽引する継続した「取り組み」や「しかけ」が求められることとなります。

(大川市調査)

読書が「好き」「少し好き」と答えた割合%

	平成30年	令和5年
小学生	84	93
中学生	64	72
高校生	78	69

読書が「好き」「少し好き」と答えた割合
(大川市) %



さらに、同アンケートで読書の好き嫌いを尋ねた問いに「好き」、「少し好き」と答えた子どもの割合は、小学生93%、中学生72%、高校生69%と、小学生と中学生で興味・関心が高まったのに対し、高校生が約9%減少しているのが気になります。

「なぜ本を読むことが好きになったか」という問いでは、どの年代もほぼ半数近くが「学校の読書の時間で読むようになったから」、「家に本があったから」と答えており、また、「本屋や図書館に連れて行ってもらったから」との回答も多く寄せられていることから、本にふれる機会を増やす事が、本好きになるきっかけになるという事がわかります。(P42「児童・生徒調査結果」問2参照)

本市では、ほとんどの小学校において「朝の読書」が実施され、さらに、読書月間や読書週間をはじめとした読書活動推進の取り組みが、日々創意工夫をされながら学校図書館を中心に行われています。しかし、中学生は授業時数の増加などに伴い「朝の読書」の時間を削ることが増え、読書への習慣付けが弱まる懸念があり、調査結果に少なからず影響していると思われます。

また、地域においては、大川市子育て支援総合施設（モッカランド）での読書ボランティアによるおはなし会や読み聞かせ、保育園・認定こども園ではいつでも本を手にとれる環境づくりや毎日の絵本などの読み聞かせが実施されています。

さらに、市立図書館においては、コロナ禍により中断した事業もありますが、工夫を重ねながらブックスタート事業、おはなし会、読書マラソン、子ども司書体験、小中学校との協力・連携事業による子どもの読書習慣定着事業（学年PTA等でのおはなし会の実施や、図書委員への読み聞かせ指導など）や、若っかもん文庫（ヤングアダルトコーナー）の充実など様々な読書推進事業を実施しています。

このような現状や取り組みをふまえ、本計画を通して今後さらに読書環境を整備・充実させることで、子どもたちの読書活動が大きく前進することを期待するものです。

3 子どもの読書活動推進計画（第3次）の実施状況

計画期間（令和元年度～令和5年度）の計画で、各分野において実施した子どもの読書活動推進のための方策について、施策表に基づき検証を行いました。

1 家庭・地域

	項目	実施状況	主な成果・課題・実績
1	ブックスタート事業	<p>○保護者に絵本を介して赤ちゃんとおふれあい、読書に親しむ大切さを伝えることを目的として、ブックスタート事業の講座を受講したボランティアより赤ちゃん絵本の読みきかせを行い、2冊の絵本と専用バッグを手渡す。</p> <p>モッカランドで、毎月4か月児健診時に実施した。</p> <p>参加者数 平成30年度223組 令和4年度188組</p>	<p>読みきかせボランティアから乳幼児の保護者へ、ブックスタートの効果、赤ちゃん絵本の紹介、家庭での本の役割への意識付け等をお伝えすることにより保護者の読書推進と市立図書館の利用につながっている。</p> <p>断続的にボランティアの養成と人員確保が課題となる。</p>

2	家庭読書推進	<p>○家庭での読書活動の促進を目的として、新小学1年生の入学説明会で、参加した親子に、「読書のすすめ」の啓発やおはなし会、図書バックを等をプレゼントし、読書の大切さを伝えた。</p>	<p>令和2年度から継続して行っており、現在でも図書市立図書館に図書を借りに来る子どもたちの中には、その時の図書バックを使っている子もおり、働きかけは浸透しているものと思われる。</p>
3	学童保育所	<p>○市立図書館の団体貸出などの制度活用により図書の貸出しを行い、読書活動の支援を行った。</p>	<p>団体貸出の周知を図り、いかに貸出しに結び付けていくかが課題となる。</p>
4	大川市子育て支援総合施設(モックランド)	<p>○乳幼児と保護者を対象にした読み聞かせを実施し、本にふれあう環境づくりを行った。</p> <p>○毎月1回市立図書館より出張おはなし会として読みきかせを実施した。</p>	<p>実施回数を増やしたことなどにより、保護者の関心が深まった。</p>
5	コミュニティセンター・公民館など	<p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、活動中止となる。</p>	<p>各地域の「ゆうゆう会」で地域の孫もりに紙芝居レクリエーションを取り入れるなどの活動を広めるには、読書活動支援ボランティアの養成と子ども会との連携が課題となる。</p>
6	地域文庫	<p>○地域での読書活動充実、支援のため、本の団体貸出を実施した。</p>	<p>世話人や管理人の事情により、継続的に活動できない状況が課題となる。</p>

2 保育園・認定こども園

	項目	実施状況	主な成果・課題・実績
1	絵本スペースの確保充実	○絵本部屋、図書室、絵本コーナー等を整備。また、子どもたちがいつでも自由に本を手にとることが出来る環境になってきている。	子どもたちが絵本などを手に取る姿が見られるようになった。
2	読みきかせの実施	○ほぼ全ての園で毎日絵本の読みきかせ、紙芝居などが実施された。	読み聞かせを興味深く、静かに聞くことが出来るようになった。
3	保護者への働きかけ	○保護者へ読み聞かせの大切さを伝えるとともに、家庭でも読み聞かせを実施してもらえよう、市立図書館での絵本の貸出などを案内した。	親子で楽しみながら、書棚の色々な絵本を手にとる姿が見られるようになった。

3 学校

	項目	実施状況	主な成果・課題・実績
1	各教科・領域での読書活動の推進	○各教科などにおいて、学校図書館資料の活用推進に努めた。	教育指導計画において、読書に関する推進計画を全ての小・中学校に盛り込むことが出来た。
2	朝の読書の推進	○平成28年度からは全小学校で実施されているが、回数は減少傾向にある。 多いところで毎日、週に2から3回が約半数、少ない学校で週1日のペースで実施された。 ○中学校においては、学年により差はあるが、多いところで毎日、少ないところで学期ごとに1週間に渡り、10分から15分実施された。	小学生、中学生とも「朝読」することで授業に落ち着いた雰囲気の中で臨むことが出来ている。 中学校では、授業時数の増加から、「朝読」の時間が確保できなくなっていることが課題となる。

3	読書ボランティアとの連携	<p>○小学校では、読書ボランティアによる読み聞かせが実施されている。</p> <p>○保幼小中連携事業で、中学校への「絵本の読み聞かせ講座」を実施し、中学生へ読み聞かせの方法を指導した。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、活動を中断していた時期もあったが、中学生が小学校などで読み聞かせを実施し、読書への関心が向上した。</p>
4	読書関連行事の推進	<p>○読書週間・月間、読書感想文、感想画展など実施した。</p>	<p>読書感想文では、子どもたちが本を手に取りやすく、「やる気」を促す推薦図書のコナーを設けている。</p> <p>読書感想画展では、市立図書館の1階の「趣味とインテリアの部屋」と2階で、受賞作品を展示している。</p> <p>一般来館者の鑑賞にもつながった。</p>
5	家庭読書推進	<p>○読書週間・月間において、子どもたちが図書室へ行きたくなるような工夫や、様々なイベントを実施した。</p> <p>○図書委員によるおすすめ本の紹介、読み聞かせなどを実施し読書推進に努めた。</p> <p>○読破賞、多読賞などを設け読書意欲を促した結果、貸出冊数の増加につながった。</p> <p>○中学校においては、新着図書の紹介、貸出カード1枚終了毎に貸出券を配布するなどし、読書意欲を促した。また、廃棄予定の図書を学級文庫として各教室に設置するなど、読書環境の整備に努めた。</p>	<p>[貸出冊数]</p> <p>(小学校)</p> <p>平成29年度 255, 433冊</p> <p>令和4年度 250, 338冊</p> <p>(中学校)</p> <p>平成29年度 23, 057冊</p> <p>令和4年度 21, 515冊</p>

6	学校司書	<p>○教科のバックアップのため、担任と図書館司書が連携して読書指導を進めた。</p> <p>○司書資格を有する学校司書を市内全ての小・中学校に配置した。</p> <p>○毎年研修を実施し、学校司書としての資質向上に努めた。</p>	<p>全ての小・中学校へ司書の配置が実施出来ている。</p>
7	学校図書館整備	<p>○蔵書数の充実及び図書管理システムを全校導入し、学校図書館の環境整備に努めた。</p>	<p>全ての小・中学校で国が定めた、学校図書館、図書標準を上回る図書の整備が出来ている。</p> <p>令和3年度に図書管理システムが全校導入された。これにより、貸出・返却・検索などの図書整理業務が改善され、子どもたちの利便性が向上した。</p>
8	読書会の活動	<p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中断や中止となった活動が多かった。</p>	<p>市立図書館に読書サークル「キッズクラブ」が誕生し、校区を超え子どもたちが集い活動を行っていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、活動中止となった。</p>

4 市立図書館

	項目	実施状況	主な成果・課題・実績
1	児童図書整備	<p>○古くなったり、破損したりした児童書を順次新刊に入れ替え、子どもたちが手に取りやすい図書の整備及び書架の整理を行った。</p> <p>○赤ちゃん絵本や乳幼児向け絵本の衛生面での配慮に努めた。</p> <p>○市長が推薦する本の「市長の本棚」で、子どもたちに届けたい本のコーナーを設けた。</p>	<p>[児童書の貸出冊数]</p> <p>令和元年度 46,998冊 令和2年度 25,159冊 令和3年度 35,654冊 令和4年度 32,673冊</p> <p>児童書の貸出目標の55,000冊には届かなかった。</p>

2	ヤングアダルト図書の整備	<p>○ヤングアダルト図書を充実させ中学生、高校生が本を手に取りたくなるような展示方法の工夫など読書意欲を喚起する環境整備に努めた。</p> <p>○市長が推薦する本の「市長の本棚」で、20歳までに読んでほしい本のコーナーを設けた。</p>	<p>依然として、中・高校生の利用は少なく、さらなる図書等の充実が課題となる。</p> <p>市長の本棚設置により「多感な時期の子どもに本を勧めるきっかけになった。」と保護者からの意見が寄せられている。</p>
3	おはなし会などの開催	<p>○毎月、読書ボランティアの協力により、「おはなし会」「ピヨピヨおはなし会」「ワクワクおはなし会」「出張おはなし会」を実施した。</p> <p>また、夏の夜には「こわ〜いおはなし会」や「クリスマス会」など、季節ごとのテーマでおはなし会を催し、たくさんの親子の参加があった。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時期は中断となっていたが、徐々に回復してきている。</p> <p>おはなし会は、毎月、定期的に行っており、これを楽しみに市立図書館を訪れる親子もおり、これからも継続して実施していく必要がある。</p> <p>大川市子育て支援総合施設（モックランド）が、令和3年10月に開館したことに伴い、未就学児とその親の居場所となっており、道路を一本挟んだだけの距離とはいえ、来館誘導には至っていない。</p> <p>これからも、未就学児とその親への子どもの読書活動推進の働きかけは、互いに連携・協力しながら進めていく必要がある。</p>

4	資料展示	<p>○子育て支援コーナーを設け、育児書を児童書エリアで手に取ることができるようにするなど、子育て世代の利便性を高める工夫ができた。</p> <p>○新着図書、乳幼児向けの絵本、「はじめての絵本セット」の貸出や毎月季節に関するおすすめ本など、興味を持つように本の展示を工夫し、利用の拡大を図った。</p> <p>○学校と連携し、教科書の発展図書や夏休みの課題解決、宿題応援のコーナーの整備を行い、利用促進に努めた。</p>	<p>季節を感じられる楽しいPOPで手に取りやすい展示を工夫し、利用促進ができた。</p> <p>児童書エリア全体が子どものサイズに合っているか、書架の高さや展示の位置など、展示環境を改善していくことが今後の課題となる。</p>
5	読書推進イベントの実施	<p>○毎年読書マラソンなどのイベントを、学校、読書ボランティアなどと連携実施し、読書推進の啓発と親しまれる図書館づくりに努めた。</p> <p>○キッズクラブなどと連携し、バスで展覧会に行くなど、読書活動推進のイベントを行った。</p>	<p>[読書マラソン参加者数]</p> <p>令和元年度 346名 令和2年度 — (読書の寄り道) 令和3年度 407名 令和4年度 387名</p>
6	講演会、講習会の実施	<p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各種ボランティア養成講座、よみきかせ講座、わらべ歌講座などは中止、中断となった。</p>	<p>この計画に基づき、事業を精査し、今後、新型コロナウイルスの感染拡大前の状況に近づけていかなければならない。</p>

7	団体貸出	<p>○図書の団体貸出を行うことにより、保育園・認定こども園、小・中・高校、学童保育所などへの読書活動支援の充実を図っている。</p>	<p>[団体貸出冊数] 平成30年度3,689冊 令和4年度2,935冊</p>
8	司書配置	<p>○司書有資格者の専任職員を常時配置し、読書相談や、調べもの相談などのレファレンス業務や専門知識を生かした図書の選定を行い、図書館の充実に努めた。</p>	<p>さらなる、読書活動推進・充実のためには、司書の増員が必要であり課題となる。</p>
9	広報活動	<p>○図書館のホームページを充実させ、蔵書の検索などの利便性の向上を図るとともに、新着図書情報やイベント情報などを発信し、図書館のPRに努め利用促進を図った。</p>	<p>ホームページは、知識や経験がある職員が不在であるため、システムの能力を活用しきれていないことが課題となる。</p> <p>館内OPACシステム（検索機）で閲覧できるほか、チラシやポスターなどの紙媒体での情報の提供にも努めている。</p>
10	利便性の向上及び環境整備	<p>施設の老朽化に伴い、</p> <p>○令和3年度は、空調設備改修工事を行った。</p> <p>○令和4年度は、トイレ改修工事を行った。</p> <p>○令和4年度に、図書システムの更新を行った。</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、館内滞在時間の制限や、令和2年4月1日から同年5月25日まで臨時休館を行い、また、図書の除菌機を導入するなど、利用者の安全対策に努めた。</p>	<p>空調設備を改修したことに伴い、冷暖房の効きが良くなり、利用者の読書環境の向上につながった。</p> <p>トイレ改修工事により、最新式のトイレ設備が備わったことにより、快適な環境が整い、利用者の利便性が向上した。</p> <p>最新の図書システムの導入により、検索等の時間短縮などにつながったことにより利用者の利便性が向上した。</p> <p>消毒液の配置や座席間の仕切りなどを行うなど、利用者の完全確保を最優先とした結果、市立図書館内での感染は見受けられず、利用者の安全が確保できた。</p>

5 よりよい計画推進のために

	項 目	実施状況	主な成果・課題・実績
1	連携・協働	<p>○市学校図書館協議会・市立図書館連絡会議を実施した。</p> <p>○市立図書館と学校図書司書会との合同で研修会を実施した。</p>	<p>学校と連携協力し、発展図書コーナーの設置、読書マラソン、中学生読書活動サポーター養成事業、家庭読書推進などを行った。</p> <p>さらなる読書活動の推進のためには、連携の在り方について、学校などとの十分な協議が必要である。</p>
2	家庭教育	<p>「1 家庭・地域」の「2 家庭読書推進」の欄のとおり。</p>	<p>同左。</p> <p>子どもの家庭での読書習慣においては、親の影響が大きく、親世代に対し、もっと子どもの読書活動の大切さを啓発する必要があると思われる。</p>

4 子どもの読書活動推進の課題

(1) 家庭・地域

子どもにとって読み聞かせや読書がいかに重要であるかを、おはなし会やモックランドでのブックスタート事業、絵本にタッチ（10カ月検診）、出張おはなし会など、様々な機会や場所を利用しながら保護者に伝えていくことが必要になります。

また、国の第三次基本計画によると、昔ながらの「わらべうた」が情操育成に効果があると見直されてきており、それらを保護者へ伝承できる人材とのつながりが重要となります。

さらに、インターネットなどの普及により、家庭で大人が本を読む姿を子どもが見なくなったことによる影響が出始めています。子どもは大人の姿を見て育つという意識を持つことが重要となります。

(2) 保育園・認定こども園

保護者への読書活動推進のための情報提供、安心して本に触れることができるよう読書スペースの確保、発達段階に応じた図書の整備などをどのように行っていくかが課題となります。

組単位でのお散歩や遠足の際に図書館のおはなし会に参加しやすい企画の提案が要望されています。

(3) 学校

貸出冊数は増加していますが、子どもにより読書量に差があり、読書量の少ない子どもにどのように働きかけるのか、また、読書の質をどのようにして高めるのが課題です。

(4) 市立図書館

地域では、子どもの読書活動を推進する多様なボランティア活動の継続的な支援と、ボランティアの養成が課題となります。

また、中学生・高校生においては、読書の質を高め、不読率をいかに下げることが課題です。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、子どもの読書活動に係る家庭・地域、保育園・認定こども園、学校、行政に、それぞれの役割と機能を発揮させ、かつ相互に連携させることで、子どもたちの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を促すとともに、読書活動を通じて心豊かな生活を送ることができる読書環境を整備し、施策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、大川市の子どもの読書活動推進に関する施策についての計画であり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料1)に基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」(資料2)、及び「福岡県子ども読書推進計画(改訂版)」を基本とします。

さらに、大川市教育大綱、大川市教育行政の基本指針である「大川市教育振興プログラム」などをふまえ、これからの大川市における子どもの読書活動推進の方向性を示すものです。

3 計画の方向性及び目標

方向性

国の基本計画に倣い、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、次の4つの方向性を考慮しながら計画を推進していきます。

- (1) 不読率の向上
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子ども視点に立った読書活動の推進

目 標

- (1) 家庭・地域、保育園・認定こども園、学校、行政の連携・協働

子どもたちがさまざまな生活場面で本と出会い、読書活動の契機をつかむとともに、継続した読書活動が行えるよう、家庭・地域、保育園・認定こども園、学校、行政が、それぞれ子どもの読書活動推進に努め、相互に連携した取り組みを進めます。

(2) 施設・設備等の充実と読書活動推進者の育成・支援

子どもたちが市立図書館や学校図書館などで、自由に本に接することができるように施設や設備の充実に努めます。

また、読書ボランティア等、子どもたちと本との豊かな出会いを支援する人材の育成、配置や活動支援に努めます。

(3) 理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書活動の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。講演会、研修会、イベントなどの読書活動関連の事業を行い、広く啓発活動を進めます。

また、あらゆる機会に子どもの読書活動に関する様々な情報を提供し、社会的理解を深めていきます。

4 計画の対象

0歳からおおむね18歳までとします。

5 計画の期間

令和6年度から令和10年度までのおおむね5年間とします。

第3章 計画推進のための方策

〈読書の意義—子どもの成長とともに〉

子どもの発達段階に応じた読書活動の意義について以下のようにとらえた上で、家庭・地域、保育園・認定こども園、学校、市立図書館、それぞれの場面での目標を達成するための具体的方策を掲げます。

・乳児期

乳児期は、子どもが心身ともに成長していくうえで基礎となる、大切な時期です。乳児の頃から、保護者をはじめとするまわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。

この時期と一緒に絵本を見ることは、子どもにとって言葉の獲得につながるだけでなく、スキンシップを通して家族の絆を深める重要な役割を果たします。

このように、乳児と保護者がゆっくりと向き合い、保護者の「生の声」を通して絵本を読むことや「わらべうた」などの楽しい時間を、早い時期から習慣として持つことが必要です。

・幼児期

幼児期になると保育園や認定こども園に通う子どもも多く、集団生活を体験する中で自分の世界が広がっていき、友だちもできて、少しずつ会話も増えていきます。また、絵本の簡単なストーリーがわかるようになり、日常生活のなかで絵本の中の出来事をまねたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができます。

このような関わりの中で、自分のお気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらいたいと思うようになります。

子どもの欲求に応え、読書意欲を満たすためにも、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。

この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。

・小学生

小学校は、様々な学習の場で読書活動を行っており、子どもの発達段階に応じて、読書習慣を形成し、定着させていく上で非常に重要な役割を担っています。

低学年は行動規範を学ぼうとする時期で、引き続き絵本や昔話の読み聞かせなどが大切です。学年が進むにつれて童話や物語に関心が広がります。

学校においては、図鑑のひとり読みからはじまり、歴史、伝記、自然科学読み物や調べ学習に役立つ資料など、個々の興味の芽を伸ばす図書の充実と、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣を形成するための、支援を行うことが大切です。

・中学生から高校生

中・高校生になると、学校生活も多忙となり、それまで培ってきた読書の習慣を維持することが困難になってきます。さらに、インターネットやスマートフォンで行うSNSやゲームなどへ関心が移り、読書意欲が薄れる場合もあります。

しかし、この時期の読書こそ、個性を磨き、創造力や想像力、判断力を身につけ、人生を豊かなものにしていく上で大きな影響力をもちます。

保護者や周囲の大人は、多岐にわたる興味を持つこの時期の子どもの自主的な読書を尊重し、支えることが大切です。

1 家庭・地域

家庭は、子どもたちの生活の基本となる場です。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

大川市のアンケートの中でも、本を読むことが好きになった理由として、「本屋や図書館につれていってもらったから」「家に本があったから」が大きな割合を占めています。家庭での本との出会いは、かけがえのない体験として子どもたちの財産となります。また、家庭における読書活動の取り組みは、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

さらに、地域には、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や活動があります。地域における読書活動に参加したり、家族以外の地域の人々とふれあったりする中で、本と出会う体験の広がりが生まれます。

(推進の取り組み)

(1) ブックスタート事業の推進

現在大川市では、4か月児健診時に「ブックスタート」(注1)として、赤ちゃん と保護者を対象に、読書ボランティアによる絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊びなどを行い、保護者と赤ちゃんが絵本を介してふれあう大切さを伝えながら、絵本2冊とバッグなどを手渡しています。

引き続き、事業の継続を図っていきますが、より充実したものとするため、「ピヨピヨおはなし会」など月齢に合った読み聞かせなどを実施し、事後フォローを充実させるとともに、ボランティアの育成に努めていきます。

また、参加者アンケートの意見を参考に、読書活動推進につなげていくよう取り組んでいきます。

(2) 読書に関わる地域ボランティアの養成と活動支援

ボランティアグループなどの状況や課題を把握し、継続して読書ボランティアの養成を図るとともに、地域で行われている読書活動を支援していきます。とりわけ、おはなし会などの開催機会や、内容充実のための情報提供や資料貸出などの支援を行います。また、地域の読書活動に対する民間助成などの情報収集を行い、その有効活用を図ります。

(3) 読書関連講座・研修会などの開催

家庭や地域で、子どもの読書に対する関心と理解を深めてもらうよう、子どもの読書に関する情報提供を行うとともに、子どもと本との出会いを育む読み聞かせ講座などを行います。

(4) 地域施設の環境整備と読書活動充実

地域にある学童保育所、モッカランド、コミュニティセンター、公民館などは、読書活動とその推進につながる施設としての効果が期待されます。

それぞれの施設の特性を生かしたコーナーを設けるなど、子どもたちが自主的に読書に親しむ環境を整備していくことが重要です。

そのため、市立図書館の団体貸出制度の活用、さらに、市立図書館より各施設へ出向いての本の貸出を実施するなど、地域施設の読書活動の活性化を図ります。

2 保育園・認定こども園

保育園・認定こども園は、子どもたちが読み聞かせを通して心地よさや楽しさを味わい、想像力や豊かな心を育むとともに、本との出会いが広がる可能性を持った大切な場所です。

そのためにも、保育園・認定こども園では、子どもたちが身近に本とふれあえる環境が整備され、絵本などに親しむ機会がより多く提供されることが必要です。

さらに、保育園・認定こども園での読書の体験は、家庭での読書につながることを期待されます。

(推進の取り組み)

(1) 絵本スペースの確保充実

子どもたちが本と出会うためには、安心して楽しめるスペースの確保や絵本などの図書の充実を図るとともに、自由に図書を手に取れる環境をつくることが大切です。

保護者、ボランティアなどと連携・協働し、図書の整備を図るとともに、市立図書館の団体貸出などを積極的に活用し、読書環境の充実に努めます。

(2) 読み聞かせの充実

就学前の子どもたちに対する読書活動の働きかけは、読み聞かせが中心となりますが、年齢にあった選書を行い読書推進に努めます。

日常保育において、絵本の読み聞かせや紙芝居を通して、絵本や物語などに親しむ機会をつくります。また、年長児が、自主的に絵本などを読める環境づくりに努めます。

(3) 研修機会の拡大

幼稚園教諭、保育士が読書活動の大切さと必要性を理解し、具体的な読書活動の技術を身につけるための研修会や講座への参加を推進します。

(4) 保護者への働きかけ

子どもの読書活動を進めるためには、家庭との連携が不可欠です。

園だよりや参観日などの機会を利用し、保護者に対し乳幼児期からの読み聞かせなどの読書活動の大切さや意義を伝えるとともに、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リストなどを紹介し、また、絵本などの貸出を実施して家庭での読書活動推進に努めます。

3 学校

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校では、読書活動にかかる環境を整備し、適切な支援を行うことが大切です。

また、平成29年及び30年に改訂された文部科学省の学習指導要領においては、新たに取り組むこと、これからも重視することとして、以下の9項目が示されています。

(1) プログラミング教育

コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習します。

(2) 外国語教育

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

(3) 道徳教育

自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

(4) 言語能力の育成

国語を要として、すべての教科等で子どもたちの言葉の力を育みます。

(5) 理数教育の充実

観察、実験などにより科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。

(6) 伝統や文化に関する教育

我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。

(7) 主権者教育

社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。

(8) 消費者教育

契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者として行動する力を育みます。

(9) 特別支援教育

幼児期から高等学校段階まで、全ての学校で障害に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

上記の9項目の推進に役立つ本の充実を図り、選書時の参考にします。

(推進の取り組み)

(1) 読書活動

①学校図書館を活用した調べ学習などの推進

「自ら学び、自ら考える力」を身につけることができるように、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の調べ学習などで、意図的・計画的に学校図書館を利用することで必要な知識、情報を得るための読書活動を推進します。

②朝読書活動(注2)の取り組み

本市では、ほとんどの小学校で朝の読書活動が実施されていますが、この取り組みにより読書が好きな子どもが増え、読書量も増加しています。

また、朝の読書を行うことにより、落ち着いた態度で授業を受けることができるようになっています。

さらに、本好きな子どもを増やすことを目指し、朝の読書活動を継続して行っていくとともに、子ども一人ひとりの興味・関心などの状況に合わせた段階的な指導の推進を図っていきます。

③読み聞かせなどの実施

子どもの本に対する興味や関心を高めるため、各校区の読書ボランティア、教職員、学校司書、及び市立図書館が相互に連携を図りながら、読み聞かせ、ブックトーク(注3)、ストーリーテリング(注4)など、なお一層の活動の幅を広げていきます。

④「子ども読書の日」(注5)などにおける読書活動の取り組み

子どもが積極的に読書活動に取り組むために、「子ども読書の日」や「読書週間・月間」(注6)において、図書委員による読み聞かせや本の紹介、クイズなど様々なイベントを実施します。

⑤読書関連行事の推進

大川市学校図書館協議会が実施する「読書感想画展」を全小中学校で取り組むとともに、市立図書館が行う「読書マラソン」なども積極的に活用し、学校以外の事業とも連携し読書活動の推進を図ります。

⑥学校から家庭への読書活動の働きかけ

家庭での読書活動が子どもたちの学力の向上や精神的発達に大きく関わっていることを、読書に関する行事を通して保護者に伝え、PTAと連携して親子での読書活動の推進を図ります。

(2) 学校図書館

①学校司書(注7)、司書教諭(注8)の研修の充実

学校図書館を有効に機能させるためには、学校司書や司書教諭の果たす役割がますます重要になってきています。

調べ学習に対応するレファレンスサービス(注9)に努めるなど、学習活動への支援や図書館の効果的運営に取り組んでいきます。

また、子どもの学習活動や読書活動を推進していくために、校内研修や研究会などを充実していきます。

②学校図書館の整備充実

子どもたちが興味や関心を持つ図書や、各教科の学習を進める上で必要な図書の整備・充実を進めていきます。

学習情報センターとしての機能を発揮するために、図書管理システムを活用し、子どもたちの多様なニーズに応えられる、魅力ある学校図書館づくりに努めます。

また、子どもたちが主体的に読書活動を行えるようにアンケート等様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、子どもの視点に立った読書活動の推進を図っていきます。

③学校図書館協議会の取り組み

学校司書、司書教諭、各学校図書館教育担当者、各校区PTA会長などの連携を推進し、資料の活用・整備、研修、各行事などの充実を図ります。

4 市立図書館

市立図書館は、子どもにとって読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選んだり、司書に相談したりできる場所です。

また、子どもの読書活動を推進していく上で、連携の中心となるべき機関であり、さらに、読書に関する専門的職員を配置し、活動推進のさまざまな取り組みを調整する機能も担っています。

施設設備や図書資料の充実を図るとともに、関係機関、団体などとの連携や活動を支援していくことが重要となります。

(推進の取り組み)

(1) 資料の整備

市立図書館では、28,064冊（令和4年度末）の児童図書を所蔵しており、令和4年度は、32,673冊の貸し出し利用がありました。

より魅力ある蔵書構成を行い、計画期間中の児童書の年間貸出冊数目標を40,000冊と定め、子どもの読書要求にあった選書を行い、資料の充実を図っていきます。

特に活字離れが進み、読書量の減少が顕著な、中・高校生については、ヤングアダルトコーナー（注10）「若っかもん文庫」として、その年代に適した図書の充実、整備を図り、利用を促します。

(2) サービス実施

①各種講座・イベントなどの開催

子どもの読書活動に関する講座や講演会などを開催し、理解を高めます。

また、ボランティア団体の協力を得て行っている定例的な「おはなし会」や「読書マラソン」などの催しの充実を図るとともに、時節やその時々話題に則した資料の展示、新着図書や幼児向け絵本の案内を継続して実施し、子どもが本と出会う機会をつくります。

さらに、子育て中の保護者に、ひととき子育てを忘れて読書に親しみ、読書の楽しさを再認識してもらう目的の、託児サービス付き事業『読書タイムプレゼント』を実施します。

②読書環境などの整備

絵本などの児童書の充実を図るとともに、各年代に応じたおすすめ本など、展示コーナーの充実に努めます。

じゅうたん敷きのおはなしコーナーの利用促進など、家族づれが安心して利用できる読書環境づくりを目指します。

また、明るさが足りていないエリアへの照明器具の増設など施設の整備を図り、より良い読書環境を整備していきます。

③団体貸出の拡充

保育園・認定こども園、小・中学校、児童施設、読書ボランティアなどの約70の団体に対して、利用者の希望に沿った図書をまとめて貸し出しを行い、子どもたちが身近な場所で図書と出会えるように、利用の拡大に努めていきます。

④ホームページの充実、整備

図書館ホームページでの蔵書検索、図書の予約はもちろん、図書館での事業の紹介など最新の情報をより見やすく、簡単に入手できるようホームページの充実に努めます。

(3) 人的整備

①専門的職員の配置

子どもの読書活動の充実を図るためには、専門的職員の適正な配置が不可欠です。また、図書館の基本的役割であるレファレンスサービスを充実させるには、専門的職員としての経験の積み重ねが重要であり、継続した研修を行い、資質向上を図って行きます。

②ボランティアの連携

子どもたちの本との出会いの場を広めるためには、読書ボランティア団体との連携が必要であり、新たなボランティア団体の設立支援、さらに、市立図書館及び地域で活動できるボランティアの養成講座を行うとともに、継続した研修の場を提供し、ボランティア活動を支援します。

(4) 広報活動

市報に掲載している「図書館だより」について、子ども向け資料案内、イベント周知など内容充実を図るとともに、読書推進のための特集を掲載していきます。

さらに、保育園・認定こども園、学校などと引き続き連携し、家庭読書推進のチラシの配布やおすすめ本情報の提供などを行っていきます。

(5) 学校図書館との連携

子ども読書活動推進に関する情報交換及び読書推進事業の相互協力・連携を深めるため「大川市学校図書館協議会・大川市小中学校市立図書館連絡会議」の充実に努めます。

5 よりよい計画推進のために

(1) ネットワークの推進

計画の具体的実施は、家庭、地域、保育園・認定こども園、学校、市立図書館などのそれぞれの場で行われます。

大切なことは、これらの活動を有機的につなぎ、大川市の子どもの読書に関する総合的取り組みとして実施していくことです。

特に、それぞれの年代における取り組みとともに、家庭における乳児へのブックスタートから幼児期の読み聞かせへ、そして、保育園・認定こども園での読書推進の取り組みから小・中学校での読書活動へと、子どもの読書活動が途切れないように継続した実施が求められます。

そのために、市立図書館が中心となり、関係機関・団体との相互の情報交換や、連携事業の推進を行い、子どもの読書活動に関するネットワークづくりを進めます。

(2) 専門的職員の配置

子どもの読書活動推進のためには、子どもと本とを結びつける人の役割が最も重要です。

市立図書館における司書、学校における学校司書など、専門的職員の適正配置は計画推進に必要不可欠なものです。

また、本との出会いの機会をつくる上では、専門的職員の活動とともに、ボランティアの役割が欠かせません。ボランティアの養成と活動の場作りや、専門的職員との協働による効果的事業の実施を図っていきます。

(3) 理解と関心の普及

大川市として取り組みを進めていく上では、まず、大人が積極的に読書に親しみ、読書の楽しさを子どもへ伝え、子どもの読書への興味を促し読書推進につなげるように、市民一人ひとりの理解と関心が欠かせません。

このため、市立図書館はもとより、学校や団体などにおいても、家庭や地域に対する子どもの読書推進活動についての広報・啓発を行っていきます。

特に、「子ども読書の日」である4月23日には、市立図書館をはじめ、学校、関係各機関・団体が連携した行事などを実施することで、市民の理解と関心を高めることが出来るように努めていきます。

第4章 施策表

計画期間（令和6年度～令和10年度）に、各分野において実施する読書活動推進のための方策について、施策表を次のとおり策定します。

1 家庭・地域

	項 目	内 容	担当・所管
1	ブックスタート事業	○子育て支援事業として、市保健センターでの4か月児健診の際実施 ○フォローアップ事業の実施 ○ボランティアの養成、研修実施 ○日本語を母国語としない子どもや保護者に対し、外国語の利用案内を配付	市立図書館
2	家庭読書推進	○家庭での読書推進のために、必要な資料、情報の提供	市立図書館
3	学童保育所	○市立図書館の団体貸出などの制度を活用した資料充実、及び読書活動の充実	市立図書館 福祉事務所
4	大川市子育て支援総合施設 (モッカランド)	○市立図書館と連携し、乳幼児と保護者を対象にした読み聞かせの充実	市立図書館 子ども未来課
5	コミュニティセンター・公民館など	○地域での読書の場の提供、読書ボランティアや子ども会と連携した読み聞かせなど、読書活動の支援	市立図書館 中央公民館 コミュニティセンター
6	地域文庫	○地域文庫など地域での読書活動充実のための資料提供や活動支援	市立図書館 コミュニティセンター

2 保育園・認定こども園

	項 目	内 容	担当・所管
1	絵本スペースの確保 充実	○市立図書館の団体貸出の利用、読書コーナーの設置など、読書環境の充実	保育園 認定こども園 福祉事務所
2	読み聞かせの実施	○研修会に参加し、読書活動の技術を身につけた上での読み聞かせの実施	

3	保護者への働きかけ	○絵本の貸出しや、保護者に対する家庭での読み聞かせの大切さを伝えるための情報の提供	
---	-----------	---	--

3 学校

	項 目	内 容	担当・所管
1	各教科・領域での読書活動の推進	○各教科などにおける年間指導計画に位置づけられた学校図書館資料の活用推進 ○多様な児童生徒の知的活動を増進するため、視聴覚資料等多様な資料の充実を図る	学校教育課 小・中学校 市立図書館
2	登校時から下校時までの開館	○一時的に学級になじめない児童生徒の居場所となりえることを踏まえた開館	
3	朝の読書の推進	○朝の読書の定例的な実施の推進と児童・生徒のニーズに応じた図書の実施	
4	学校図書館DXの推進	○GIGAスクール構想で1人1台配付された端末を活用した、電子書籍の活用を図る ○学校図書館の図書情報のデータベース化と、他校や市立図書館との連携、及び児童生徒への図書情報等の提供など	
5	読書ボランティアとの連携	○読書ボランティアとの連携による読み聞かせなどの実施	
6	読書関連行事の推進	○読書週間・月間、読書感想文・読書感想画展などの実施	
7	家庭読書推進	○PTAと連携した家庭での読書活動の推進	
8	学校司書	○研修の充実	
9	図書委員会活動等の拡充	○図書委員等が、主体的に学校図書館運営に関わるなど、子どもたちの視点に立った読書活動の推進を図る	
10	学校図書館整備	○図書管理システムの活用や他館との連携による図書の実施 ○学校図書館内での読書環境の整備	

4 市立図書館

	項 目	内 容	担当・所管
1	児童図書の整備・充実	○児童図書の整備・充実を図り、貸出冊数の目標 40,000 冊へ	市立図書館
2	ヤングアダルト図書の整備	○中・高校生向けのヤングアダルトコーナーの充実と利用の推進	
3	アクセシブルな書籍・環境等の整備	○読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障がい者など多様な子どもたちが利用できるアクセシブルな書籍や読書環境等の整備	
4	図書館DXの推進	○社会のデジタル化、GIGAスクール構想の進展等を踏まえ、電子図書館を開設 ○GIGAスクールで使用する端末（タブレット）による電子図書の読書を推進 ○デジタル社会に対応した、図書カードの電子化などの図書館DXの推進	
5	おはなし会などの開催	○定期的なおはなし会、夜のおはなし会、七夕・クリスマス会などの催しの継続実施 ○読み聞かせボランティアの養成 ○子ども司書体験等子どもが参加するイベントの際に、アンケート等による読書活動に関する意見聴取の実施	
6	資料展示	○乳幼児向けの絵本など、年代に応じたおすすめ本や新着図書の展示による利用の拡大 ○学校と連携した、図書の整備による利用促進	
7	読書推進イベントの実施	○読書マラソン、季節のおはなし会などを、学校、読書ボランティアなどと連携実施し、親しまれる図書館づくり ○来館、読書のきっかけづくりのためのボードゲーム大会などの開催	
8	講演会、講習会の実施	○絵本、児童文学など子どもの読書活動に関する講演会を開催 ○新人読書ボランティア養成講座を実施 ○読書ボランティア、学校図書司書などと連携し、読み聞かせの方法、年齢にあった選書や読み聞かせの理念の再確認など、ブラッシュアップ講習会を実施	
9	団体貸出	○団体貸出による保育園・認定こども園、小、中、高校、学童保育所などへの読書活動支援	
10	司書配置	○司書有資格者の常勤・非常勤職員の計画的配置により、図書館業務の充実	

11	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○市立図書館ホームページを充実させ、蔵書の検索、予約はもちろん、新着図書情報、今月のおすすめ、イベント情報など効果的な情報を提供 ○図書館だよりの発行と内容充実（市報おおかわへの掲載） ○イベントちらし、かわら版の発行（随時） 	市立図書館
12	利便性の向上及び環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○明るさが足りていないエリアへの照明器具の増設等施設の整備 ○子どもたちへの情報発信を充実させるため、GIGA スクール端末などの利用を踏まえ、ソーシャルメディアの活用促進を図る。 ○読書バリアフリー法や国の同計画を踏まえ、施設のバリアフリー化はもとより、点字図書や拡大読書器などの拡充を図る。 	市立図書館 学校教育課

5 よりよい計画推進のために

	項目	内容	担当・所管
1	連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○市担当課、市関係課、保育園・認定こども園、小・中学校、読書ボランティア団体、子育て支援団体、などとの情報交換、連携 ○市学校図書館協議会の充実・継続実施 ○市小中学校市立図書館連絡会議の開催及び研修会の実施 ○学校への読み聞かせボランティア派遣事業の拡充 	小・中学校 市立図書館
2	家庭教育	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園・認定こども園・小学校や市立図書館発信で、保護者に向けに家庭読書「うちどく」「よみきかせ」「わらべうた」を推奨する事業の実施 ○保護者が子どもへ、本の素晴らしさ、楽しさを教えること、またその効果や方法を知らない保護者への啓発 ○親の関心を高める事業の実施 ○民話を活用し郷土愛を育む取り組みの実施 	教育委員会 市関係課

本文用語注記

(注1) ブックスタート

すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動として、1992年にイギリスで始められた事業。日本では、2000年の「子ども読書年」に紹介された。大川市では、子育て支援事業として2006年（平成18年）スタート。

(注2) 朝読書活動

朝の10分間読書運動として昭和63年、千葉県の高教諭林公（ひろし）により提唱された活動。全員が「一定の時間、好きな本を」というかたちが一般的だが、読書活動にとどまらず生活指導とのかかわりなども含め、さまざまなバリエーションで行われている。

(注3) ブックトーク、(注4) ストーリーテリング

本を見せながら読んで聞かせる「読み聞かせ」に対し、何らかのテーマで選んだ数冊の本を紹介することで読書への動機付けを図ることを「ブックトーク」、物語の全体を覚えて本を使わずに語ることを「ストーリーテリング」という。

(注5) 子ども読書の日

4月23日。「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

(注6) 読書週間

文化の日を挟んだ10月27日から11月9日までの2週間にわたり、読書を推進する行事が集中的に行われる期間。1947年（昭和22年）より行われている取り組みで、現在は「読書推進運動協議会」が主催している。

(注7) 学校司書、(注8) 司書教諭

学校司書は法的根拠はないが、司書教諭が不足していた頃より学校図書館業務に対応するため配置されてきた。学校において司書教諭は必ずしも専任ではなく、学校司書が実務的に図書館業務に当たる体制が広がっている。

司書教諭は教員免許を持ち、かつ司書教諭講習を終了した者で、学校図書館法で「学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定している。

(注9) レファレンス

図書館利用者の求めに応じ、その調査、研究、学習に対して図書館資料等を使って援助する業務。

(注10) ヤングアダルト

主に図書館界や出版界で使用する用語で、中高生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日号外法律第154号）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

(令和 5 年 3 月閣議決定)

<文中より抜粋>

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成 13 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。)は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府は、平成 14 年 8 月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画(第一次基本計画)を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、おおむね 5 年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進している。

第四次基本計画が閣議決定された平成 30 年 4 月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」という。)の制定、第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」(以下「第 6 次学校図書館計画」という。)の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められている。一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性がある。

こうした諸情勢の変化や第四次基本計画期間における成果・課題等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(「第五次基本計画」。以下「本計画」という。)を定めることとする。

本計画は、今後おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

II 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、読書バリアフリー法が公布・施行された。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）を策定した。

2 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられた。

令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に必要な経費が計上された。令和2年度第1次補正予算において、1人1台端末整備の前倒しや、家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されたことに加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算に「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速されている。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示された。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示された。さらに、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備に加え、ICTを最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示された。

また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示された。

3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画を策定した。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとした。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で、2,400億円、前計画から50億円の増加となった。

Ⅲ 子どもの読書活動の現状

小学4年生から高等学校3年生を対象とした、5月における1か月間の平均読書冊数に関する調査によると、推進法が制定された平成13年度と令和4年度を比較すると、小学生6.2冊から13.2冊、中学生2.1冊から4.7冊、高校生1.1冊から1.6冊と、いずれの学校段階においても読書量は令和4年度の方が多い。第四次基本計画の初年度に当たる平成30年度（小学生9.8冊、中学生4.3冊、高校生1.3冊）と比較しても、令和4年度の方が多い。

第四次基本計画において、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）について、令和4年度に、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという目標を掲げた（小学4年生から高校3年生を対象）。これに対し、令和4年度、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていない。

別の調査によると、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された全国一斉臨時休業等を経て、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇した。また、令和元年度と令和2年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年集団は、令和2年度に小学校2年生、小学校3年生、中学校1年生及び高等学校1年生であり、全国一斉臨時休業が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高等学校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されている。同じく、令和元年度から令和2年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されている。

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。

令和元年度から令和3年度、小中学生において、学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。

自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。

国際的な観点からは、令和元年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」によると、我が国の子どもの読解力の平均得点は、OECD 平均より高得点のグループに位置しているが、前回調査から平均得点が統計的に有意に低下し、OECD 加盟国中 11 位となっている。この結果について、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなどに課題があることが指摘されている。

また、我が国を含む OECD 全体の傾向として、本の種類にかかわらず、本を読む頻度は、2009 年と比較して減少傾向にある。OECD 平均と比較すると、我が国の子どもは、フィクション、漫画を読む生徒の割合が高く、新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い。

第2章 基本的方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができる。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要である。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング (WELL-BEING) につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある。

I 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要である。

前述のとおり、子どもの不読率は、第四次基本計画の数値目標を達成していない。不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、また、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあり、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要である。

高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いている。他方、一貫した上昇傾向にあるわけではない。こうした状況を踏まえ、第四次基本計画の基本的な方針を維持し、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要がある。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実に努める。また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあり、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要である。子どもだけに区切らず、大人も含めての読書活動の推進計画をつくる地方公共団体などもあり、これらの取組の推進を図る必要がある。

II 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加している。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている。相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっている。読書活動の推進に当たっても、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下「令和3年答申」という。）では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けた。

読書活動の推進に当たっても、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」

という。)の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠である。

Ⅲ デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害等における教育の保障を実現するため、GIGA スクール構想が着実に進展している。また、図書館等の社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシーを向上させ、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要がある。

既に、学校向け電子図書館を開設し、小学生の電子書籍を含む図書の貸出数が急増した地方公共団体もある。新型コロナウイルス感染拡大の中、オンラインの読み聞かせ等を通じて、継続的な支援が行われた。こうした点も含め、より一層のデジタル化を推進することは重要である。

Ⅳ 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年答申は、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調した。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立した。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められている。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である。

「大川市子どもの読書活動推進計画」策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実践することを目的に、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子どもの読書活動推進計画」という。）を策定するため、大川市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の審議、策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学校の関係者 2名
- (2) 保育園・認定こども園の関係者 2名
- (3) 社会教育団体 1名
- (4) 学校図書司書 1名
- (5) 読書ボランティア団体 3名
- (6) 行政関係者 3名

2 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に定める事項についての審議、策定が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市立図書館において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

「大川市子どもの読書活動推進計画」策定委員会委員名

(敬称略 順不同)

区 分	団体名・職名	氏 名	備 考
学校の関係者	大川市学校図書館協議会 会長	◎ 田 中 起久子	道海島小学校長
	大川市学校図書館協議会 副会長	岡 喜 文	大川桐英中学校長
保育園・認定こども園の関係者	大川市私立幼稚園連盟会長	○ 西 照 見	認定こども園 一木幼稚園長
	大川市保育協会会長	村 上 力	田口保育園長
社会教育団体	大川市PTA連合会	外 尾 大	大川小学校 PTA 会長
学校図書司書	学校図書司書代表	溝 田 享 子	宮前小学校
読書ボランティア団体	プリマヴェーラ代表	本 村 尚 子	
	かんな文庫	江 口 千代香	
	ブッククラブ大川	近 藤 紘 子	
行政関係者	南筑後教育事務所 社会教育室	古 賀 直 子	
	大川市学校教育課長	添 田 宗 孝	
	大川市生涯学習課長	井 口 秀 成	

◎会長 ○副会長

「大川市子どもの読書活動に関するアンケート」主な調査結果
 <児童・生徒> (令和5年6月実施)

問1 本を読むのが好きですか。

- ・小学生……好き43% 少し好き50% 合計93% (小学4年～6年生)
- ・中学生……好き33% 少し好き39% 合計72%
- ・高校生……好き23% 少し好き46% 合計69%

問2 なぜ本を読むのが好きになったか。(好きになったと答えた人のうち) (複数回答)

質 問	小学生	中学生	高校生
①小さい頃、本の読みかかせをもらった。	17%	19%	18%
②本屋や図書館に連れて行ってもらった。	32%	24%	21%
③家族や先生に、本を読むようにすすめられたから	13%	9%	5%
④学校の読書の時間で読むようになってから。	46%	43%	30%
⑤家に本があったから。	47%	40%	39%

問3 なぜ本を読むのが嫌いになったか。(嫌いになったと答えた人のうち) (複数回答)

質 問	小学生	中学生	高校生
①読書感想文や感想画を書くのが嫌いだった。	86%	48%	40%
②本を読むのは難しいから。	71%	40%	32%
③本を読むのは面白くないから。	40%	41%	40%

問4 1ヶ月にどれだけ本を読むか。

質 問	小学生	中学生	高校生
①0冊	5%	20%	44%
②1冊～2冊	7%	30%	36%
③3冊～5冊	15%	23%	14%
④6冊～9冊	21%	12%	2%
⑤10冊以上	51%	14%	3%

問5 読む本をどんなにして用意しているか。(複数回答)

質 問	小学生	中学生	高校生
①家にある本を読む	55%	45%	49%
②学校の図書室から借りる	74%	74%	29%
③市立図書館から借りる	21%	11%	10%
④家の人に買ってもらうか自分で買う	37%	40%	41%
⑤友だちから借りる	4%	7%	8%

問6 本を読むことについてどう思うか。(複数回答)

質 問	小学生	中学生	高校生
①楽しい	67%	55%	39%
②感動する	25%	21%	23%
③考える力がつく	47%	41%	48%
④物知りになる	47%	35%	33%
⑤家族や友だちとの話がふえる	36%	17%	8%
⑥めんどうだ	3%	13%	12%

問7 どうすれば今よりたくさん本を読めるようになるか。(複数回答)

質 問	小学生	中学生	高校生
①テレビ・ゲーム・インターネットの時間を減らす	41%	40%	52%
②学校の図書室をより多く利用する	72%	67%	47%
③家族といっしょに本を読む	21%	5%	5%
④市立図書館をより多く利用する	34%	19%	16%

<保護者>

問1 子どもが読書をすることは大切と思うか。

・思う 98% ・思わない 1% ・その他 0% (0件ではない)

問2 子どもに読み聞かせの経験があるか。

質 問	回答率
①よくある	40%
②時々ある	51%
③ほとんどない	8%

問3 読み聞かせを始めたきっかけは何か。

(複数回答)

質 問	回答率
①知人・友人から薦められて	17%
②子どもにせがまれて	62%
③講演会等を聞いて	7%
④学校司書に勧められて	1%
⑤その他	35%

問4 読み聞かせをすることで、子どもはどのように変化したか。(複数回答)

質 問	回答率
①機嫌がよくなった	41%
②読んでとせがむ	50%
③言葉の発達に役立つので	30%
④絵や文字に興味を持つようになった	58%
⑤人の話が聞けるようになった	10%
⑥本が好きになった	46%
⑦子どもが落ち着いた	10%
⑧その他	5%

問5 読み聞かせの本はどうやって用意するか。

(複数回答)

質 問	回答率
①市立図書館から借りる	43%
②子どもが学校の図書室から借りてくる	33%
③購入する	73%
④その他	15%

問6 どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思うか。(複数回答)

質 問	回答率
①子どもが小さい頃から、親が本の読み聞かせをする	61%
②親が子どもに読書を薦めたり、本を与えたりする	36%
③親自身が本を読む	41%
④家族で図書館や本屋に行く機会をふやす	50%
⑤テレビやゲームの時間を減らす	21%
⑥家で「読書の時間」をつくる	34%
⑦学校教育にもっと読書の時間を取り入れる	17%
⑧その他	4%

アンケート実施学校・学年・児童・生徒数

	学校名	学年	回答数	備考
ラ モ ン ド カ			101	
保 育 園	大川中央保育園		48	
	小 計		48	
小 学 校 (保 護 者)	大川小学校	1年生	41	
	宮前小学校	2年生	13	
	大野島小学校	2年生	12	
	三又小学校	3年生	16	
	道海島小学校	3年生	13	
	小 計		95	
小 学 校	木室小学校	4年生	36	
	田口小学校	5年生	36	
	川口小学校	6年生	35	
	小 計		107	
中 学 校	大川桐薫中学校	1年生	103	
		2年生	93	
		3年生	115	
	大川桐英中学校	1年生	114	
		2年生	103	
		3年生	94	
	小 計		622	
高 校	大川樟風高校	1年生	78	
	大川樟風高校	2年生	76	
	小 計		154	
	合 計		1127	

※保育園、モッカランド及び小学1・2・3年生は、保護者へアンケートを実施しました。

大川市子どもの読書活動推進計画（第四次）

発	行	令和6年3月
編集・発行		大川市教育委員会（大川市立図書館）
		〒831-0031
		大川市大字上巻272-2
		TEL・FAX 0944-86-5115
		Eメール okwtosyokan@city.okawa.lg.jp